

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法が変わります

鹿児島市水道局が発注する建設工事の**最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法**について、次のとおり改正します。

1 最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、当該競争入札に係る予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（①～④）の合計額を工事価格で除して得た割合（A）に、予定価格を乗じて得た額。

ただし、その割合が10分の9を超える場合には予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、その割合が10分の8に満たない場合には予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

$$A = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \div \text{工事価格}$$

①直接工事費相当額に10分の9.7を乗じて得た額

②共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額

③現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

④一般管理費相当額に10分の5.5を乗じて得た額

※ 機器費が含まれる工事については、①直接工事費相当額及び工事価格からそれぞれ機器費を除いた額とする。

2 低入札価格調査基準価格の算定方法

低入札価格調査基準価格は、当該競争入札に係る予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（①～④）の合計額を工事価格で除して得た割合（A）に、予定価格を乗じて得た額。

ただし、その割合が10分の9を超える場合には予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、その割合が10分の8に満たない場合には予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

$$A = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \div \text{工事価格}$$

①～④の算出される額及び機器費が含まれる工事の取扱いについては、上記1と同じ。

3 実施時期

平成29年6月1日以降の一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る工事から適用する。

※ 問い合わせ先
鹿児島市水道局経理課契約係
直通099-213-8511